

都市公園管理の諸問題と安全性

山田栄雄

一 はじめに

人口二七四万余、という全国第二の過大都市横浜にとって、都市の環境整備、とりわけ生活環境の整備は、市民に快適な都市生活を与え、都市に活力を生じせしめるものとして、ぜひとも進めなければならぬ事業であり、現に市として最重要政策の一つとして強力に推進している事業である。

この生活環境関連施策の中でも、都市公園の存在は、都市に自然をもたらし、人間の性を回復する場でもあるとして、現代都市に不可欠の都市施設であるという認識が深まっている。

そこで本稿においては、都市公園の計画、整備論は既に本季報の中でしばしば

論ぜられているので、現実には市民に接し利用されているいわゆる公開公園の管理、運営についての特色、管理機構の姿、実態、問題点を述べ、さらに公園の安全対策にふれるとともに、今後市民参加による公園管理のありかたと指導員制度について論ずることにした。

二 公園管理運営の特色

都市施設としての都市公園は、緑と空地の失われつつある過密都市のなかで、(一)市民にいいの場を提供し、特にその緑は見る人の気持をよわらげ、緊張を緩和し、精神的安定をもたらす。(二)市民の要求する動的なレクリエーションの場として、市民の運動の場、また

児童の安全な遊びの場である。

(三)緑にかこまれた公園施設は、教養を高める場を提供し情操教育の場となる。(四)市街地の公園は、植物の生理的機能により、気流の調節、塵・防風・騒音の防止即ち、大気浄化、防音的機能をもつ。(五)小規模公園は一時的な、大規模公園は広域的な避難場所としての、また延焼防止の防災的機能をもつ。(六)公園の緑、修景施設は都市を美しくするという景観構成的機能をもつ。(七)前述の機能、役割により市民が一体となるコミュニケーションの場となる。というようなことで、都市公園は市民の生活の中で幾多の意義、役割を果し、そこに人間性回復を図っている。したがって、都市公園は都市計画、

一 はじめに

- 二 公園管理運営の特色
- 三 公園管理の実態
- 四 管理の問題点と将来展望
- 五 公園の安全対策
- 六 市民参加による公園の運営と指導員制度
- 七 おわりに

都市整備上の道路、下水、住宅、と同列の都市基幹施設であり、また図書館、地区センター等の文化的市民利用の地域施設でもあるが、前述のような多様な機能を持っているところが大きな特色ではなからうか。そしてこの特色たらしめるものは、「緑のある、緑で囲まれた空地」、「自由に利用できる空地」ということではなからうか。即ち「植物に囲まれた清潔で、安全で、不特定多数の人が自由に憩える空地」オープンスペースであることに大きな特徴意義があるのである。そこで公園の管理運営は、市民が常に「清潔で安全で心から憩える親しみの持てる場」としておくことであり、これが管理運営の基本的理念、特色である。

表一 行政区別公開公園及び面積一覧表

昭和53年10月1日現在

区別	一般公園		児童公園		合計		市民1人当り 公園面積㎡
	数	面積㎡	数	面積㎡	数	面積㎡	
鶴見区	4	76,409	36	55,278	40	131,687	0.56
神奈川区	8	432,970	65	95,581	73	528,551	2.49
西区	4	147,021	20	35,334	24	182,355	2.18
中区	11	555,542	26	36,622	37	592,164	4.70
南区	2	71,300	49	75,000	51	146,300	0.75
港南区	5	182,186	53	91,972	58	274,158	1.53
保土ヶ谷区	3	142,665	48	74,802	51	217,467	1.21
旭区	4	392,589	62	95,307	66	487,896	2.38
磯子区	6	158,632	39	66,894	45	225,526	1.43
金沢区	3	368,044	78	151,734	81	519,778	3.66
港北区	5	170,617	48	48,611	53	219,228	0.84
緑区	6	84,277	131	295,390	137	379,667	1.42
戸塚区	5	59,708	135	257,022	140	316,730	0.83
瀬谷区	—	—	34	49,483	34	49,483	0.49
合計	66	2,841,960	824	1,429,030	890	4,270,990	1.57

注 一般公園は、近隣公園・運動公園・風致公園など
昭和53年9月1日横浜市人口2,726,849人

有料の運動施設 プール23箇所、庭球場8箇所(38面)、野球場10箇所、球技場1箇所、バレーボール場1箇所、馬術練習場1箇所、弓道場3箇所、運動広場3箇所、陸上競技場2箇所(補助競技場1面含む)、相撲場1箇所
その他の運動施設 少年野球場30箇所

表二 公園管理費の推移

年度	公園事業費(A) 百万円	公園管理費(B) 百万円	人件費 百万円	左の人数 人	B/A	
					%	%
44	1,862	376	251	190	20.2	
45	1,825	484	323	220	26.5	
46	2,217	590	410	230	26.6	
47	1,996	703	492	249	35.2	
48	2,926	916	623	257	31.3	
49	3,161	1,156	816	258	36.5	
50	3,490	1,437	1,058	309	41.2	
51	3,491	1,654	1,174	320	47.3	
52	5,316	1,810	1,277	321	34.1	
53	6,000	2,044	1,392	336	34.1	

注 1. 44年~52年は決算額、53年は予算額
2. 公園事業費には緑化事業費含む
3. 公園管理費には人件費含む

また一方、公園の維持管理費の観点からその変遷をみると、この十年間で表一のように、公園の箇所数面積の増加に比例して約五倍の伸びとなっている。
ここで注目したいのは、公園の機構の伸びの中で、戦前はともかくとして戦

ではこれらの公園はどのような機構、人員、管理費によって維持管理されてきたのであろうか。まず機構の面からみると、明治大正時代は土木局に所属した部所であったが、昭和に入り震災復興事業

戦災復興土地区画整理事業による多数の近隣、児童の公園群、昭和三十五年から四十五年頃の高度成長時代を反映した各種開発事業から生み出された、主として市街地周辺部に位置する公園群があり、それと軍用地、または接収解除地の転換で国有地無償借受けによる野島、富岡、根岸森林等の公園、また最近では都心部強化の施策による大通り公園の開設等がある。これらの公園は横浜市の発展とともに、またその時代の変遷に関連して急速に増加してきている。

戦後は建設局計画課公園係時代が長く、神奈川国体のあった昭和三〇年では、公園係として人員三五名にすぎなかったが、昭和三十三年に至り、時代的背景もあって、建設局公園課が管理係、施設係、人員計六七名をもって誕生した。その後四十一年に計画局公園部に昇格し、管理課、施設課、南北二事務所、野毛山遊園地事務所、計一九〇名の陣容となり、四十六年には横浜市全体の緑問題からと、急激に増加する公園に対応して、農政局と計画局公園部が合併、公園緑地部となり、同時に二事務所を四事務所、即ち中南北西の公園緑地事務所と、管理面での強化が計られ、人員も二〇三名となった。その後四十八年に計画課、五十一年横浜スタジアム担当、五十二年金沢自然公園建設事務所が加わり、五十三年四月一日現在では、一部三課六事務所計三二一名となっている。

三 公園管理の実態

① 公園の消長と管理組織の変遷

横浜市の公園は、日本の公園史の中でも最も古いといわれる元治、慶応两条約のもとに造成された山手公園、そして明治九年に開設された当時「彼我公園」と呼ばれた横浜公園に端を発している。

その後はいくつかの段階を経て今日に至っているが、その大きな節は、まずいわゆる震災復興事業による大正十五年の野毛山公園、昭和四年の神奈川公園、同五年の山下公園があり、次いで戦時中防空公園として整備された綱島、神之木、三ツ沢、弘明寺等、今日の旧市街地で基幹となっている公園群である。戦後は、

後、戦災で焼け野原となり荒廃した市街地の復興のため戦災復興土地区画整理事業がおこり、これによって多数の公園が造成された時代、また三ツ沢を主競技場として神奈川国体が行われた時代ですら機構的には建設局計画課公園係であったものが、昭和三十三年にやっと公園課が誕生し、昭和四十一年公園部になり、昭和四十六年農政局と合体して緑政局公園緑地部と昇格していったことである。

これは明らかに都市の緑としての公園の社会的認識が、横浜市の急激な市街化の中でその必要性を認められたからに違いない、また逆にそれだけ市民からも公園緑地に対する強い要求が多かったことが裏付けられている。しかしこれとて、組織面予算面からみた場合と同じように、都市環境整備分野の道路、下水、住宅といった即現実に都市構造に結びつく部門の充実さからみればまだまだ格段のちがいがあことは、今後の課題と考へたい。

またここで公園管理面で大きな役割を果してきたものに、民生局事業の一環である失業対策事業と、比較的最近ではあるが、老人生きがい対策事業における公園管理参加があるが後述したい。

②—現在の管理体制
公園の維持・管理の組織等の体制は、

時代とともに、公園の増強とともに、前章で記したような変遷をみているが、では現在の具体的な管理体制はどうであるのか。総括は局総務課、部管理課があったが、現地管理体制としては

① 四公園緑地事務所、野毛山動物園による直営管理

② 民生局事業 (i) 失業対策事業 (ii) 老人生きがい対策事業 による公園管理

③ 地域住民による公園管理

④ 公園協会による公園管理 がある。

①については、全市の区を、中部(中、南、戸塚)、南部(磯子、港南、金沢)北部(鶴見、神奈川、西、港北、保土ヶ谷)、西部(旭、瀬谷、緑)の四公園緑地事務所に分割して、それぞれ所轄公園の維持管理を行っている。そして山下、三ツ沢等の都市の基幹公園、また野球場、テニスコート等の有料施設のある公園には公園管理詰所(技能職員二〜一〇)をおき直接管理を行い、近隣、児童の住区を主体とした公園には、それぞれの作業班(2〜7台車一台、技能職員五名)を配し、近隣公園班(四事務所で三班)では一〇公園を、児童公園班(四事務所で七班)では一〇〜一二公園を標準として巡回管理を行っている。またこれに千本の街路樹を標準とした街路樹管理班(四事務所で四班)がある。野毛山動物園は野毛山公園内にあるので、動物の

飼育管理を主体とし、併せて公園緑地部分、水泳場の管理も行っている。

②によるものうち(i)失業対策事業(失業対策福利課)による公園の除草、清掃、軽易な土木工事等の作業は、戦後から定着し、公園の管理面で大きなウェイトを果してきたが、五十一年の法改正により、甲事業(高齢、体力の低い者)、乙事業(それ以外)にわけられ、全体の老齢化もあって、公園の場合は甲事業として清掃・除草を主体に近隣公園以上の二九カ所(五十三年度)を対象に、延べ約九万二千人(年間)が就労している。

ii)による老人生きがい対策事業(老人福祉課)は市が横浜市老人クラブ連合会、横浜市高齢者厚生協会を通じて行っているものである。老人クラブ連合会のほうは、それぞれの地域で歩いて行ける範囲の児童公園を中心に、清掃・除草を行っており、全市的に二八五公園、延べ約六万人(五十三年度)が作業にあっている。高齢者厚生協会のほうは、根岸森林、しらゆり等九カ所の一般公園に、その地域の老人の方延べ約五万四千人が、やはり清掃・除草作業を行っている。この老人生きがい作業は、公園という青空のものと安全な作業場で、生き生きと作業にいそんでいるといったもので、その能率はともかくとして、それぞれその地域の老人たちによって行われ、

表一 主要都市の公園整備状況

都市名	人口(万人)	公園面積(ha)	一人当たり公園面積(m ²)	公園面積対市域面積(%)	調査年
ニューヨーク	778	15,000	19.2	—	1967
シカゴ	327	2,714	8.3	4.6	1976
ロサンゼルス	282	5,535	19.7	4.6	1976
パリ	261	2,183	8.4	20.8	1973
ベルリン	391	3,962	10.1	14.7	1976
ミュンヘン	210	5,483	26.1	11.4	1976
ウィーン	135	2,373	17.6	7.7	1973
アムステルダム	162	1,188	7.4	2.9	1973
ロンドン	81	2,377	29.4	14.0	1973
日本	717	21,828	30.4	13.8	1976
	9,651	33,331	3.4	0.4	1976

資料 建設省都市局調べ

表二 指定都市公園面積比較表
(県立公園等含む)

都市名	箇所数	一人当たり公園面積
札幌	836	4.51m ²
東京	2,962	2.11
川崎	467	3.89
横浜	861	1.76
名古屋	577	3.81
京都	445	2.39
大阪	589	2.08
神戸	510	4.51
北九州	759	5.01
福岡	566	3.81

公園と地域との連帯感を得ることからしても、意義ある事業と考えられる。

以上失対、生かぎの事業を事業予算面（五十三年度）からみると、失対が約二億七千万円、生かぎが約二億四千万円であり、その合計は、五十三年度公園管理費二〇億の約二五％に当り、予算面では大きな比率となっているといえる。

③の地域住民による公園の維持管理としては、まず公園愛護会がある。これは昭和三十六年に戦災復興区画整理事業による児童公園が急速に造成される中で、児童公園は町内会を単位とした地域に本当に密着した公園でもあることから、基本的な整備、改修は行政で行うとしても、日常の清掃・除草・小破修繕は地域住民に行ってもらうこととなり、区役所市民課を通じて公園愛護会が結成されてきたものである。現在は八三四カ所の児童公園に、その九五％にあたる七八四の公園愛護会が結成されている。児童公園は子供の遊び場であるという機能の他に、地域のラジオ体操、盆踊、また老人の憩いの場と、その利用面も多様化してきており、ここを日常管理する責任者の愛護会長の御苦労も大変なものである。そこで五十三年度には各区ごとに行う愛護会長会議とは別に、全市的な愛護会長大会を開催し、市長から日常の御苦労に

対し、感謝の意が述べられている。

この愛護会と行政との間の太いパイプ役は、一四人の港友会の指導員によって行われており、常に巡回指導することによって公園管理事務所、区役所市民課との間の連絡調整を行っている。この公園愛護会に対しては、面積に応じて平均約三万円の活動費が支出されている。また最近では、近隣公園の中でも地域から要望のあった場合は愛護会を結成しており、現在川島公園他七カ所がある。近隣公園は、まさに住区を中心とする公園であり、地域の連帯感、コミュニケーションを深める上からもその増加が望まれるところである。

④公園協会によるものとしては、増大する公園緑地に対して、一部を除いては市の直営で管理運営にあたってきたが、公園施設の中には、公共的団体が管理に当たるのが効率的、弾力的に処理できるものがあるので、昭和五十一年に任意団体として横浜市公園協会を設立した。そして公益事業として、野毛山プール他二一カ所の公園プールの運営管理と、未申請屋外広告物の調査、それに公園のパンフレット等の印刷物の発行等、緑化推進啓蒙事業を行い、収益事業として山下公園駐車場他三カ所の有料駐車場管理等を行っている。今後は公園有料施設の夜間利用時の運営管理面での協力等々が計画されている。

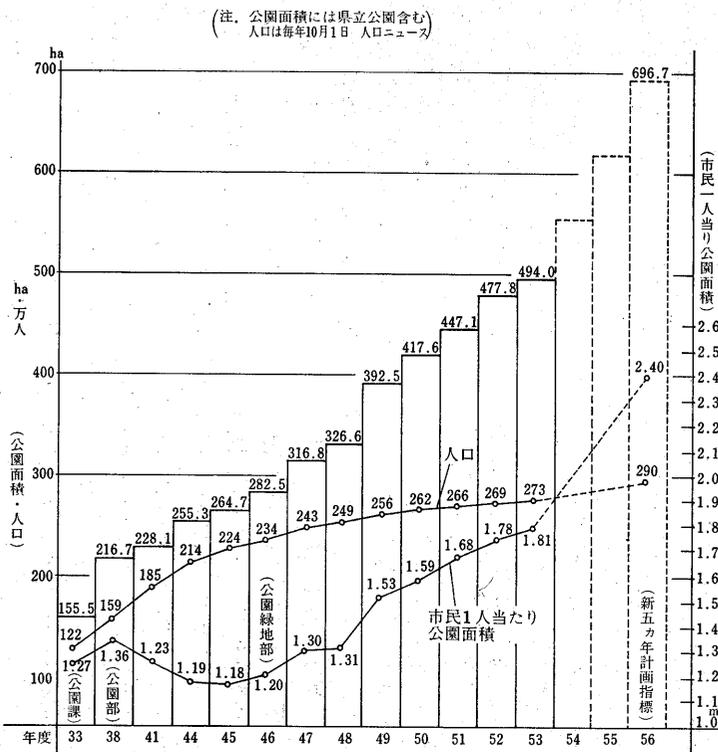
画されている。

四 管理の問題点と将来展望

前述のように、横浜市の発展と時代の変遷の中で、公園緑地面積も箇所も急速に伸び、その管理機構も幾多の段階を経

て今日に至っているが、長期的展望の観点から考察したとき、増大する公園緑地に対して、また市民の今日的な、将来的なニーズに応じて、さらには低成長時代を迎えるという時代の変遷からも、現在の公園の管理体制を見直す必要があるの

図一 公園面積と人口及び市民1人当たり公園面積推移



ではないかと考えられる。

即ち、その時代的背景は、横浜市は緑豊かな都市づくりを目標に、公園緑地の整備拡充、また緑の保存、緑化の推進と鋭意その努力を重ねているが、また同時に、その既設公園緑地の管理運営にも市民が注目しているということであり、時代の情勢に応じた管理体系の樹立が必要となってきたのである。

このことについて、現在公園緑地部はこの管理問題について管理基本計画を策定すべく日夜研究を進めているところである。その骨子とするところは、前記のように、その管理体制が、日常の管理運営等については四公園緑地事務所を中心に、一般公園は職員の固定配置、児童公園・近隣公園・街路樹は作業班を編成し、これに失対事業・老人生きがい対策事業を導入して行い、これに加えて草刈り等については業者の委託によって実施している。しかしその相互の業務内容を体系的に分析すると、必ずしも有機的でない面もあるので、公園のより効率的な管理運営を図りたいとするものである。

また一方、急増する公園緑地に對し、当然ながら管理費も増大している。即ち過去一〇年間に公園三・六六倍、面積増二・八八倍、人件費五倍強となつていゝる。そこで今後の公園増、即ち管理対象の増加をみると、現在一人当り市民一・

五 公園の安全対策

五六㎡の公園面積が、新五カ年目標の五十六年には、市民一人当り面積二・四㎡長期計画の昭和六十年では二・三倍の三・五六㎡と見込まれている。とすればこの急増する公園緑地に対応するに、現在と同一の管理パターンで進めば人件費の負担は膨大なものとなり、低成長時代の市財政事情からも、これが見直しの必要に迫られているのである。

そこでその基本的な方針として、まず公園の管理基準を、公園の規模、利用度、地域制、施設内容等によって決定し、それを公園の種別ごとに設定したらどうか。次に公園は確かに都市施設であるが、これを利用する市民自身の財産でもある。そこで基本的に、公園緑地の設置は行政が行うとしても、この管理運営は市役所だけが行うのではなく、市民もまた参加するという方向と形態を検討すべきではないか。さらに高齢化社会への対応として、経済情勢の変化による職員増が今後ますます困難と予想されるなかで、市職員退職者等の技術・経験を活用した公園管理が考えられるのではないか。とこのような基本的な、長期的視野に立った観点から管理体制の計画を策定し、少くとも市民が望む、安全、清潔、快適、公平といった要件を充実にせ得るものにすべく検討しているのである。

公園を管理運営していくなかで管理者が常に留意すべきは、先に述べたように「公園は清潔で、安全な状態にあり、市民が親しきをもって利用できる」ということである。

なかでも安全対策は非常に重要な事項で、いやくも施設の瑕疵のために事故が起つた等がないよう、細心の配慮が必要である。それには公園の計画、施工の段階から、公園の配置、施設の設置、構造、そして点検、修繕等といった点からの留意がなければならない。

公園の配置上からの安全対策は、一般公園では、面積も大きく、地域との関連もあり、公園施設の中でそれなりの対策ができるが、児童公園では、直接崖地、川、車道等に面する立地条件は公園選定の段階で排除することが必要である。

公園施設の中で事故の起る頻度の高いものは遊戯施設である。そこで遊戯施設の一般的な安全施設対策を一例として検討してみると、

一、遊戯広場を、年齢層によって、幼児・児童・少年と分離する必要がある。
児童公園では面積も狭いところもあり理想的にはいかぬとしても、年齢により遊びの形態も異なるので、少くとも幼児のコーナーは施設したい。

一、遊戯施設の配置の上で、危険のないよう(例えば、ブランコと滑り台が接近しない)設置する。

一、遊戯施設間の動線の中には硬質舗装は行わない。

一、大きすぎる遊具や、遊びに中途半端な寸法は危険をまねくので、児童の人体寸法・動作寸法・荷重などからその遊戯施設の大きさ、構造を決める。

一、施設外部にあらわれる器具・構造など角や小端は鋭角になるのを避け、丸味づけをする。

一、パイプ類の根際は、直接地面に接触すると腐蝕しやすいので、コンクリートまたはモルタルで「根まき」する。

一、遊戯具の定期点検は必ず行い、不備な点が発見されれば直ちに修繕する。このためには遊戯具は、維持管理・修繕が容易な構造とする。

等々、技術的に配慮すべき点は多々あるが、何より常にこれらを巡視、点検して事故を未然に防ぐことが大切である。

また他の公園施設の安全対策として、例えば公園の噴水、池等水面に接する施設については、護岸、または水際から二〜三メートルくらいは、水深を三〇〜五〇センチとし、そこに水中柵を設け、そこから深くしていくといった配慮。風致公園等で崖に面し落石の危険のある場所には、当然落石防止柵、人止柵を設ける

等が必要である。また別の保安、衛生の点から、物の陰の部分、日射・通風の十分な所は極力減らし、浮浪者や犯罪の巢にしないような考慮が必要である。

そこで注意したいのは、安全性、保安性ばかり強調しすぎると公園としての美観を損うこととなる点で、やはりその公園に調和した不自然のない配慮が大切である。このようなことから、公園の主たる施設ともいべき植栽地(園地)についても、場合によっては、樹木の下枝を払い、また小灌木等下草の配置をかえるなど見通しを良くすることも必要であり、また大公園では立入禁止区域を設け、犯罪の防止と自然植生の育成を図る、場所によっては夜間は閉鎖する等の措置も必要となってくる。

以上、管理面での安全対策を例事して記したが、利用する市民においても、公共の場での市民の責任も十分に守ってもらいたいものである。例えば、立入禁止区域には入らない。子供が危険な遊びをしているときは、大人が注意する。幼児には必ず保護者が同行する等々の市民的モラルの向上が望まれる。

利用する側のモラルが欠如すると、公園施設は必要以上の安全対策を強いられることになる。付添者がなかったために起こる水の事故、極端な遊び方のため起こる遊戯施設の事故等がある。これら

の対策として、今後、市民参加による公園の管理運営、また指導員制度による健全なる公園の利用が望まれるところであり、次章でふれたい。

六 市民参加による公園の運営と指導員制度

都市公園の利用は、都市公園の種類によって表に示されるように大別される。

そして公園を利用する者は市民であるとするならば、公園の種類、施設によっては、市民参加による公園の管理・運営が好ましいとして、既に一部で実施し、また今後拡大しようとしている。

もちろん、基本的な管理運営は行政の責務であるから、市民が日常参加し得る公園は何かといえ、公園種別に表示される住区基幹公園であると考えられる。

横浜公園や、三ツ沢公園等の都市基幹公園、動物園のような特殊公園は、全市民、あるいは区単位を対象とした基幹施設たるべき公園であるので、これは行政組織の中で管理運営すべきであろう。

そして、近隣住区思想の中での公園、即ち住区基幹公園に属する、児童公園・近隣公園(当面地区公園は除く)は、まさにその地域住民の公園であるという意識のもとに、即ち物理的にも、標準的には児童公園は面積二、五〇〇㎡・誘致距

表一五 都市公園の種類

種類	種別	内容	
基幹公園	児童公園	もっぱら児童の利用に供する目的。誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり0.25haを標準として配置	
	住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する目的。1近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり2haを標準として配置
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する目的。誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1カ所4haを標準として配置
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する目的。都市規模に応じ1カ所当たり10~50haを標準として配置
運動公園		都市住民全般の主として運動の用に供する目的。都市規模に応じ1カ所当たり15~75haを標準として配置	
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で目的に則して配置	
大規模公園	広域公園	主として1の市町村の区域を超える広域レクリエーション需要を充足する目的。ブロック単位ごとに1カ所程度50ha以上を標準として配置	
	レクリエーション都市	大都市等から発生する多様広域レクリエーション需要を充足する目的。自然環境の良好な地域を主体に、レクリエーション施設が配置される一団の地域で都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置	
緩衝緑地		大気汚染の公害防止・緩和、災害防止を図る目的。公害・災害発生源地域と住居地域等との分離遮断が必要な位置について状況に応じ配置	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全改善、都市景観の向上を図る目的。0.1ha以上を標準として配置	
緑道		災害時の避難路の確保、都市生活の安全性快適性の確保を図る目的。近隣住区又は近隣住区相互を結ぶ植樹帯歩行者路自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準。公園、学校、駅前広場等を結ぶよう配置	
国の設置に係る都市公園		1の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供する目的。国が設置する大規模な公園にあっては、1カ所当たりおおむね300ha以上を標準	

離二五〇m、近隣公園では面積二ha・誘致距離五〇〇m、ということから、その近隣地域の、町内会単位の人々が最も密接に利用している公園だからである。

児童公園は、単に子供の遊び場であるばかりでなく、ラジオ体操・盆踊り・その他地域での青空のもとでのコミュニケーションの場として位置づけられているし、近隣公園は、公園を取りまく数町内会単位での地域コミュニティの場であるからである。そこで児童公園については、前記のように公園愛護会組織が全児童公園の九五%にあたる七八四公園に結成され、その成果をあげており、公園管理運営面で大きな役割を果している。しかし地域によっては、その活動にかなりのバラツキが認められる。

また近隣公園で愛護会組織の結成をみたところはまた数公園であり、これは数町内会が円滑に調整できぬと困難な点があるもので無理からぬところであるが、早くその機運が高まり結成されるよう指導する必要がある。しかし注意したいのは、近隣公園に設置してある少年野球場、運動広場等の施設を一定の地域の町内会が優先して使用したいなどとする地域エゴが働いたとき、かえってマイナスの面が出る場合があり、やはり公平な立場での公園の管理運営に関する組織が即ち地域の中でボランティア精神のもとに

公平に結成されて活動することが、住区基幹公園における市民の参加の理念と考えられ、そのような指導が必要である。

一般公園では、多くの市民が利用する野球場、庭球場の管理運営について、現在には有料施設としていわゆる「直営」によってきめ細かい維持管理がなされて市民サービスに努めているが、スポーツ需要の増大と、施設の不足もあって、五十二年度から一部施設には夜間照明施設を設置するナイター化によって需要に応じているという実情である。そこでこれらの野球場、庭球場等の管理運営についても、公正な運営上の組織が結成される機運ができれば、可能なところから簡単な維持管理を含む利用調整委員会組織を結成し、地域に密着した運営を図ることが今後の課題と考えられる。参加する市民も、自ら維持管理・運営面で協力することによる愛着も湧き、またそれによる連帯感も強まるものと思われる。

それには、基本的な維持管理上の整備は行政側で十分に施工することが条件であり、また今後の問題であるが、そこに公園利用上、適切なアドバースができる指導員制度が組み込まれればより適切な公園の利用が図れると思われる。そこで、公園の管理運営上制度化が望まれる指導員制度について検討したい。

これは全国共通した問題であるが、都

市に人口が集中し都市化の波が押し寄せる中で、各都市は生活環境整備の一環としての都市公園の整備に、いわゆる市民一人当りの面積の増大に懸念となり、それなりの成果をあげてはきた。しかし一方、近年のわが国では経済機構および社会構造の変化から、自由時間が増大し、また国民の健康問題がクローズアップされ、余暇のすごし方が重要な社会問題となってきた。

そのような視点で公園行政をみると、欧米諸国においてはわが国のようにアクティビティの場を提供することに終始せず、積極的に施設利用の機会を与えるレクリエーション行政も行っている点が注目される。たとえば、アメリカ諸都市においてはレクリエーション組織が充実し、役所は住民と一体となって住民の希望するスポーツ・文化・芸術等の幅広いレクリエーションプログラムを行っているという。またヨーロッパ諸都市では「遊び」を人間形成の重要な要素として、「遊び」を通じた子供の人間的教育に主眼をおいた施設建設やプログラムが実施されており、婦人・老人・身体障害者等に対しても、レクリエーションの機会が平等に与えられていると聞く。

そこでわが国においても、公園施設整備というハードな面に加えて、積極的に公園施設を利用して「遊び」や「余暇」

をリードするとともに、管理面もリードするというソフトな面をもった指導員制度の確立が望まれる。

また公園は都市の緑の一環として、人間性回復の市街地の核となるものであるが、動的な市民要望に答える多くの運動施設をも具備している事実もあるので、住民の健康を増進するという面からも、より効率的な施設利用の組織について指導員制度も含めた行政の対応が必要と考えられる。

七 おわりに

以上都市公園の特色、管理上の実態、問題点等につきその一面を記したが、今後ますます増大する公園が、都市施設として重要な位置づけをされる以上、より市民に親しまれ、いかに有効に利用させるかが公園行政の責務と考えられる。

とすれば、公園管理体制の充実を図ることはもちろんであるが、市民にもっと市民自からの公園であるという認識の向上を図るとともに、市民としても、公園利用のルール、モラルを高めて貰いたいし、またそのように啓蒙せねばならないと思うのである。(本稿を記述するに当たり、資料等で協力をいただいた方々に、感謝の意を表します。)

〈緑政局公園緑地部中部公園緑地事務局長〉